

四日市市告示第137号

四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱の一部を改正する要綱  
四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱（平成29年四日市市告示第212号）の一部を次のように改正する。

第6号様式を次のように改める。

住 所  
名 称  
代表者

四日市市企業OB人材センターアドバイザー支援決定（却下）通知書

年 月 日付けで支援申請のあった 年度四日市市企業OB人材センターアドバイザーの支援について、四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱第13条の規定により、下記のとおり（ 決定 ・ 却下 ）したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1. 支援事項

--

2. 担当アドバイザー・支援日程

[担当アドバイザー]						
[支援日程]	年	月	日	午前 / 午後		時
[支援日程]	年	月	日	午前 / 午後		時
[支援日程]	年	月	日	午前 / 午後		時
[支援日程]	年	月	日	午前 / 午後		時
[支援日程]	年	月	日	午前 / 午後		時
[支援日程]	年	月	日	午前 / 午後		時

3 遵守事項

- (1) アドバイザーの指導・助言等及び第三者の紹介に関して、貴事業所、貴機関に損害が生じた場合、市はその責を一切負わないものとする。
- (2) アドバイザーの指導・助言等に関して、故意又は重大な過失があると認められている場合を除いて、アドバイザーはその責任を一切負わないものとする。
- (3) アドバイザーによる指導・助言等の期間及び日程等が、天災その他やむを得ない事情により変更される場合は、受付担当機関、アドバイザー、支援先の三者において協議の上、予定された内容の相談が実施されるよう日程等について再調整を行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)

2 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和 3 年四日市市告示第 182 号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(押印の省略)		
第 2 条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。		
要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱(平成 27 年四日市市告示第 407 号)	(略)	
四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱(平成 30 年四日市市告示第 106 号)	(略)	
(略)		

改正前
(押印の省略)

第 2 条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱(平成 27 年四日市市告示第 407 号)	(略)	
<u>四日市市企業 OB 人材センターアドバイザー事業実施要綱(平成 29 年四日市市告示第 212 号)</u>	<u>第 1 号様式、第 5 号様式及び第 5 号様式の 2</u>	
四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱(平成 30 年四日市市告示第 106 号)	(略)	
(略)		

(商工農水部工業振興課)